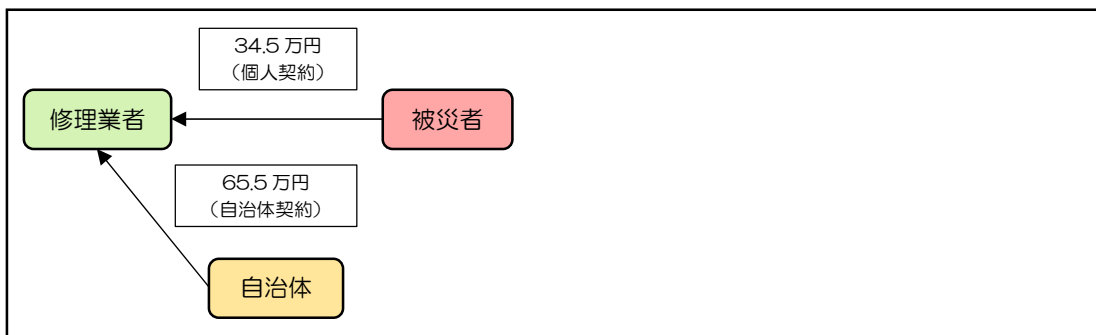


<参考：被災者が直接事業者に依頼している場合の取扱い>

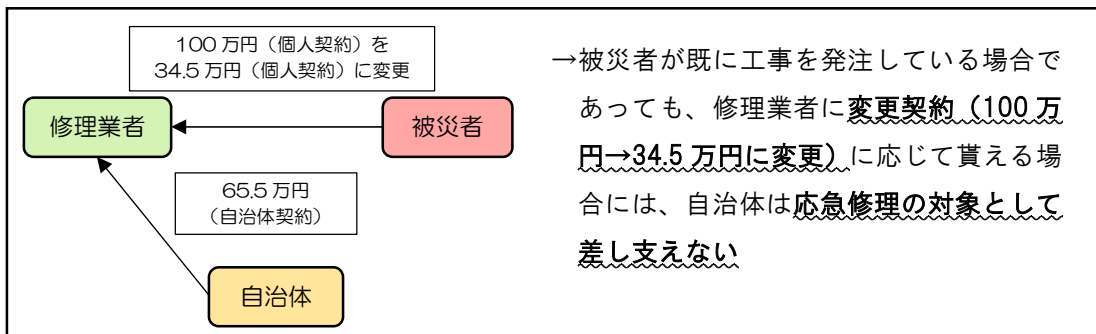
- ・被災者の中には、住宅の応急修理について自治体が相談・受付を開始するよりも前に、修理業者に工事を依頼している場合が見受けられる。
- ・このような事案が発生しないよう自治体において速やかな相談・受付体制の整備を行う必要があるが、当該事案が発生した場合には以下の取扱いとなるので参考にされたい。

【「半壊」の罹災証明書を受けた被災者が修理総額 100 万円の工事について、65.5 万円分を応急修理として行う場合】

○通常の応急修理のケース（申請を受付、修理を実施）



○既に修理に取りかかったが、支払に至っていないケース



○既に修理完了し、業者に支払ってしまったケース

